

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	生涯福祉センターの遵守事項に違反する入場者に対する退場命令	
根 拠 法 令	徳島市生涯福祉センター条例	
根 拠 条 項	徳島市生涯福祉センター条例 第14条第2項	
連 絡 先	有限責任事業組合 リフレ (電話 657-0190)	
処 分 基 準	<p>(入場者の守るべき事項等)</p> <p>第14条 生涯福祉センターの入場者は、生涯福祉センター内において、第12条第1項第1号から第7号に規定する事項その他生涯福祉センター内における秩序、安全及び清潔を保持する指定管理者が定めた事項を守らなければならない。 <u>2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、退場を命じることができる。</u></p> <p>(施設利用者の守るべき事項等)</p> <p>第12条 施設利用者は、その利用に当たって次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号、第4号及び第5号に掲げる事項については、指定管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 生涯福祉センター内の秩序、安全及び清潔を保つこと。 (2) 生涯福祉センターの施設又は付属設備を損傷しないこと。 (3) 備品を移動し、又は物品その他の器具類を搬入しないこと。 (4) 生涯福祉センター内での物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。 (5) 生涯福祉センターの壁、柱等にはり紙、くぎうち等をしないこと。 (6) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。 (7) その他指定管理者の係員の指示に従うこと。 <u>2 指定管理者は、前項の規定に違反した施設利用者に対し、退場を命ずることができる。</u></p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)